

J R 東海労申第 1 7 号  
2 0 1 7 年 1 0 月 5 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 小林 光昭

## 2 0 1 7 年度年末手当に関する申し入れ

J R 東海の平成 29 年度第 1 四半期における決算は、単体の経常利益が前年同期比 9.2% 増となった。当初の会社の予測を超えるこのような利益は、現場の社員の計り知れない労苦によってなし得たものである。更に、夏季輸送を含めた第 2 四半期の旅客の利用状況からして、前期の決算は史上最高の経常利益の更新は間違いないと考える。

これらの利益は、慢性的に不足している要員状況の中で、社員が好まなくとも一方的に休日出勤をさせられたり、年休を抑制されたりしながらも会社に協力して、安全、安定輸送を支えたがゆえに得られた利益である。

現場の社員の労苦によって得た破格な利益があるにもかかわらず、昨年末の期末手当やベースアップ等、現場で苦勞している組合員はもとより、社員の切実な思いを反映した J R 東海労の要求には程遠い回答であった。はたして現場の社員はいつ報われるのか。リニア中央新幹線建設のために留保が必要とするのならば、そのようなリニア中央新幹線建設など直ちに中止すべきである。

現場の社員の労働によってなし得た利益を、現場社員に支給することは当たり前のことである。会社役員の前破格な報酬に比べればすずめの涙でしかないが、現場の社員なくして会社の存在などありえない。

以上のことから、会社は真摯に現場社員の労苦に応え、下記の申し入れの通り、満額の回答をすること。

### 記

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の 3.5 ヶ月分とすること。
2. 組合員が納得しない年末手当のカットをやめること。
3. 回答は 11 月 7 日までにを行うこと。
4. 支払いは 12 月 1 日までにを行うこと。

以 上